

埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県が実施する障害者委託訓練事業を受託する民間教育訓練機関等に障害者委託訓練事業報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することにより、訓練受講者の就職を促進することを目的とする。

(報奨金の交付対象)

第2条 報奨金の交付の対象となるのは、国が定めた「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施要領」（以下「実施要領」という。）に掲げる12就職支援経費の規定に基づき、職業訓練を受託した民間教育訓練機関等（以下「訓練機関」という。）とする。

(報奨金の交付)

第3条 知事は、訓練機関に対し当該訓練機関が受託した職業訓練において、訓練生が実施要領12（2）に規定する就職支援経費の対象となる就職者に該当した場合、報奨金を交付するものとする。

(報奨金の単価)

第4条 報奨金の単価は、実施要領12（1）の規定の支給額のとおりとする。

(交付申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする訓練機関は、埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付申請書（様式第1号）により、知事に申請しなければならない。

なお、提出先は訓練を担当する職業能力開発施設とする。

(交付決定の通知及び交付時期)

第6条 知事は、報奨金の交付決定をしたときは、埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付決定通知書（様式第2号）により、当該訓練機関に通知しなければならない。

2 知事は、前項の通知後、速やかに報奨金を交付するものとする。

(交付申請却下の通知)

第7条 知事は、報奨金の交付申請を却下したときは、埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付申請却下通知書（様式第3号）により、当該訓練機関に通知しなければならない。

(交付決定の取消等)

第8条 知事は、訓練機関が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

一 書類の改ざんなど、虚偽その他不正の手段により、交付決定を受けたとき。

二 その他不適当と認められる事実があったとき。

2 知事は、前項により、交付決定を取り消したときは、埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該訓練機関に通知しなければならない。

3 第1項により、交付決定が取り消されたときは、当該訓練機関は既に交付された報奨金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか報奨金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月16日から施行する。

この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付申請書

年　月　日

(あて先)

埼玉県知事

所在 地
名 称
代 表 者(職名及び氏名)

埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付要綱第5条の規定により、報奨金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請金額 金_____円

2 講座番号・講座名

3 就職者数

4 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合	支 店 支 所 出張所
預金の種類 口座番号	当座・普通	口座番号
フリガナ 名義人		

様式第2号（第6条関係）

埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付決定通知書

年　月　日

様

埼玉県知事

年　月　日付けで申請のあった埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付申請については、埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付要綱第6条により、次のとおり交付決定します。

1 口座番号・講座名

2 交付決定金額 円

様式第3号（第7条関係）

埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付申請却下通知書

年　月　日

様

埼玉県知事

年　月　日付けで申請のあった埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付申請については、埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付要綱第7条により、申請を却下します。

(理由)

様式第4号（第8条関係）

埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付決定取消通知書

年　月　日

様

埼玉県知事

年　月　日付け埼玉県障害者委託訓練事業報奨金交付決定については、埼玉県委託訓練事業報奨金交付要綱第8条により、取り消します。

(理由)